

労基法違反は、早く改善しましょう！

「未払い残業代」請求が企業経営における最大のリスクです！

給与額はそのままで、法定の割増賃金計算に修正した明細書を作成！

運送業においては、運転手(ドライバー)の労働時間が長時間になることが多いので、法定通りの労働時間管理(始業・終業・休憩、早出・残業・深夜勤務などの管理)が正確にできていないのが現状です。このため賃金支払いが法違反となっているため、多額の未払い残業代が発生し、賃金請求権の時効である2年間分で、運転手一人あたり約100万円以上になるケースも珍しくなくなっています。

【改善基準告示の概要】

項目	内容
拘束時間	1 カ月:293 時間 1 日:原則 13 時間, 最大 15 時間 ※ 1 日の拘束時間が 15 時間を超えるのは, 1 週間に 2 回以内 ※ 2 人乗務の場合, 隔日勤務の場合, フェリー乗船の場合の特例あり
休憩時間	継続 8 時間以上 ※ 分割休息の特例あり ※ 2 人乗務の場合, 隔日勤務の場合, フェリー乗船の場合の特例あり
運転時間	2 日平均で 1 日当たり 9 時間 2 週平均で 1 週間当たり 44 時間
連続運転時間	4 時間以内 ※ 運転の中断には, 1 回連続 10 分以上, かつ, 合計 30 分以上の休息が必要

未払い残業代請求には、

- ① 労働基準監督署に相談に行き、労基署から呼び出しが来るケース
- ② ユニオン(合同労組)に加入して団体交渉の申し入れが来るケース
- ③ 弁護士に相談して、弁護士が代理人として内容証明郵便で請求してくるケース
- ④ その他のケース など様々です。

このような未払い残業代請求から会社を守るためには、給与体系(給与規程)の変更が不可欠です。例えば、従来支給している給与の手当を合理的な形で定額割増賃金(定額時間外手当)に改正し、組み込んでいく方法もあります。また、同時進行で労働時間管理については、合理的なものに変えていく必要があります。

しかし、給与体系を変えることはそんなに簡単にできることではありません。T & Mでは、まず現況の支払っている給与を、実際の時間外労働時間や深夜労働時間、休日労働時間に合致した「法定通りの給与計算」に再計算処理致します。つまり、労基法に基づく割増賃金計算の通りに組み変え修正致します。
(現在支払っている社員の給与支払い額は、一切変更しません。給与明細書の手当の額等の変更は、一部あります。)

労基署や陸運局の調査・監査に当たっても、労働時間に合致した、適正な給与計算ができていないことが、一番重要なことではないでしょうか？

いつでも、どんなときにでも、何も問題がでないようにしておきたいですね！
T & Mに一度ご相談ください・・・・